

令和5年度 第2回 瀬戸市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和6年1月23日（火） 午後2時00分から午後3時00分まで

2 会場

瀬戸市役所 東庁舎4階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

出席11名

(2) 事務局

出席8名

4 議題

第1号議案 名古屋都市計画下水道の変更について（瀬戸市決定）

第2号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について（瀬戸市決定）

5 意見聴取

特定生産緑地の解除について

6 報告事項

瀬戸市都市計画道路の見直し方針について

7 議事録

午後2時 開会

<事務局>

それでは、定刻になりましたので、これより「令和5年度 第2回 瀬戸市都市計画審議会」を始めます。私は、都市計画課長の山村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなか、本審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。開会にあたりまして、瀬戸市都市整備部長の内木から、ごあいさつを申し上げます。

<都市整備部長>

都市整備部長の内木でございます。本日は「令和5年度 第2回 瀬戸市都市計画審議会」の開催にあたり、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題は2件、意見聴取が1件、報告事項が1件ございます。

議題の第1号議案は、昨年度ご審議いただいた瀬戸中水野駅周辺地区の市街化区域編入に伴い公共下水道区域の拡張などを行う、「名古屋都市計画下水道の変更について」でございます。

次に、議題の第2号議案は、生産緑地指定から30年経過し、生産緑地法に基づく制限解除を行った箇所などの都市計画変更を行う「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。

以上、瀬戸市決定の付議案件2件について、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、意見聴取といたしまして、第2号議案でご審議頂く生産緑地地区が特定生産緑地にも指定さ

れているため、その解除についてご意見をお伺いいたします。

そして最後に、都市計画決定して長年未整備のままとなっている都市計画道路の見直しを今年度検討しておりますので、その方針内容についてご報告いたします。

それではよろしくお願ひいたします。

<事務局>

今回の審議会は、今年度第2回目の開催となります。前回の審議会以降、新たに委員にご就任いただいた方はおりませんので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

次に審議会の成立についてご報告します。本日は河村委員・廣瀬委員・伊澤委員・石神委員・新井委員の5名が欠席でございますので、16名中11名の委員にご出席を賜っております。瀬戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を得ておりますので、審議会が成立していることをご報告いたします。

なお、本日の傍聴者は1名でございます。また、本日の都市計画審議会は、オンライン参加の委員もお見えになります。ご意見がございます時には、挙手及び発声にて議長の指名を受ける様にご協力をお願ひいたします。

それでは、瀬戸市都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定により、審議会の議長は会長をもって充てることとしておりますので、以降の進行は磯部議長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

<議長>

会長と本日の議長を務めさせていただきます磯部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、本日の議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は瀬戸市都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により議長が指名した2名とありますので、瀬戸市農業委員会会長の伊藤憲昭委員、市議会議員の宮菌委員にお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回は付議案件が2件でございます。慎重な審議をお願ひしたいと思ひますが、ご質問やご意見は簡潔にお願ひいたします。

それでは、事務局から第1号議案について説明を求めます。

<事務局>

それでは、第1号議案 名古屋都市計画下水道の変更について、ご説明いたします。

1-1と1-2ページをご覧ください。資料中の赤字表記は現在の都市計画の内容、その下段が今回の変更内容でございます。今回の変更は、2.排水区域の変更と4.その他の施設の内、水野中継ポンプ場および上之山中継ポンプ場の削除となります。

資料1-5ページと1-6ページは汚水、雨水それぞれの変更概要図となります。

はじめに、雨水排水区域、汚水処理区域の変更についてご説明いたします。1-4ページをご覧ください。

①市街化編入された瀬戸中水野駅周辺地区については、令和5年3月に市街化区域に編入された瀬戸中水野駅周辺地区22haについて雨水排水区域・汚水処理区域を拡張するものでございます。拡張する区域は、1-5ページと1-6ページにある①の赤色で着色した範囲となります。また、1-7ページと1-14ページに拡大図を添付しております。

②汚水適正処理構想の見直しに伴う市街化調整区域の下水道区域削除について、この汚水適正処理構想とは、愛知県が示す方針に基づきまして、各市町が策定する将来の汚水処理施設の整備方針であり、市全域を対象として、公共下水道は合併浄化槽をそれぞれの整備区域や整備目標を定める、汚水処理に関

するマスタープランのような構想でございます。こちらは概ね 5 年に 1 回程度見直しを行いまして、愛知県が県下各自治体の構想を取りまとめ、全域で污水適正処理構想を策定しております。この污水適正処理構想との整合を図るため、穴田町で 10ha、都市公園の南公園と隣接道路法面 28ha の計 38ha の市街化調整区域を污水处理区域から削除するものでございます。削除する区域は、1-5 ページにある②の黄色で着色した範囲となります。また、1-8 ページと 1-10 ページに拡大図を添付しております。

③尾張旭市との行政界変更に伴う市街化区域編入については、尾張旭市との行政界変更に伴い区域区分の変更がありましたので、区域区分界と雨水排水区域、污水处理区域との整合を図るものでございます。1-9 ページに拡大図を添付しております。赤色の着色範囲が尾張旭市から瀬戸市へ編入となった区域で、処理区域へ追加する区域となりまして、黄色の着色区域は瀬戸市から尾張旭市へ編入となった区域で、処理区域から削除する区域となります。尾張旭市側は市街化調整区域、瀬戸市側は市街化区域でございます。追加と削除それぞれが 1ha と同面積であるため、これによる面積変更はありません。

以上 3 点の変更により、污水处理区域は 16ha 減の 2,728ha となり、雨水排水区域は 22ha 増の 2,766ha となります。

次に、中継ポンプ場の廃止についてご説明いたします。1-4 ページをご覧ください。位置図は 1-5 ページとなります。

④水野中継ポンプ場については、過去に当該ポンプ場南側に位置するききょう台 3 丁目の污水をポンプアップし東側へ流下させていましたが、みずの坂及び周辺の下水道整備とあわせて整備した本郷線の污水幹線に接続し自然流下が可能となったことで、平成 10 年から休止状態となっており、今後再稼働の予定もないため、都市計画を削除するものでございます。また、1-9 ページと 1-12 ページに拡大図を添付しております。

⑤上之山中継ポンプ場については、上之山団地造成時の計画では、国道 155 号・(都)記念橋上之山線沿いに商業系用途地域の設定を予定していたため、この地域の污水を上之山団地の下水道本管へ汲み上げるポンプ場として都市計画施設に定めていたことが、今後、この箇所での区域区分の見直しの予定は無いため、都市計画を削除するものでございます。また、1-11 ページと 1-13 ページに拡大図を添付しております。

最後に、本議案について行いました都市計画法第 17 条に基づく都市計画(案)の縦覧結果についてご報告いたします。縦覧期間は令和 5 年 12 月 11 日から 26 日まで、縦覧者は 2 名で、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上となります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

<委員>

今回の大きな変更は、市街化区域編入された中水野駅周辺地区が排水区域に入ったことかと思いますが、瀬戸市の下水道整備計画というものがある中で、どこかの地区の整備が後ろ倒しになるなど、今回の拡張で何かしらの影響というのは出るのでしょうか。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

令和 7 年度に予定している事業計画変更により、中水野駅周辺地区を追加していく予定でございますが、既成市街地の下水道整備には影響が出ないように、取り組んでまいりたいと考えています。

<委員>

元々あった計画を進めながら、それプラスアルファという形で中水野駅周辺地区についても、土地区画整理事業の進捗に合わせて進めていくということでしょうか。

<事務局>

はい。

<委員>

元々の計画を予定どおり進め、それプラスアルファで中水野駅周辺地区については、財政的にも追加となるという理解でよろしいでしょうか。

<事務局>

はい。

<議長>

他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

・・・

ご意見、ご質問は以上でよろしいですか。

それでは、第 1 号議案「名古屋都市計画下水道の変更」について、ご異議はございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、第 1 議案は瀬戸市都市計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、事務局から第 2 号議案について説明を求めます。

<事務局>

それでは、第 2 号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明いたします。

2-1 ページをご覧ください。生産緑地地区について、現在約 15.5ha 指定しているものを、約 14.9ha に変更するものでございます。変更の理由ですが、生産緑地法第 14 条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更いたします。

変更区域につきましては、2-2 ページをご覧ください。青い丸で記した計 6 地区が今回生産緑地地区を除外する区域でございます。

2-3 ページから 2-6 ページが各地区の詳細図となっており、図面内黄色の着色が、今回生産緑地地区から除外する地区となっております。今回除外する地区は、2-5 ページ図面中央左側の 12-29-3 のみ主たる従事者の死亡により除外する地区となっており、それ以外の 5 地区は、生産緑地指定から 30 年が経過したことにより買取申出が提出されたため、除外するものでございます。

次に 2-7 ページをご覧ください。生産緑地の変更理由書でございます。今回の変更理由としましては、4「生産緑地地区の都市計画変更の主な理由」の①※内による買取申出のみとなります。

2-8 ページをご覧ください。今回の都市計画変更の理由と内容としまして、4-①買取申出による減が-6,035 m² -5 団地となります。今回の除外は 6 地区ですが、-5 団地となっているのは、2-9 ページのとおり 12-32-4 の地区が隣接地と合わせて一団の生産緑地として指定されており、一部除外となっているためです。また、今回の除外で変更後として示すとおり 113 団地、14.9ha となります。箇所別調書の記載

は、計画図にてご覧いただきました一団毎の変更面積及び変更理由となります。

こちらの議案につきましては、都市計画法第 17 条第 1 項に基づく縦覧を令和 5 年 12 月 4 日から 12 月 18 日までの 2 週間実施し、縦覧者は 2 名で、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上となります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

・・・

ご意見、ご質問はよろしいですか。

それでは、第 2 号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、ご異議はございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、第 2 議案は瀬戸市都市計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、次第の 3 の意見聴取に移ります。「特定生産緑地の解除」について、事務局から説明を求めます。

<事務局>

それでは、意見聴取となる特定生産緑地の解除について、ご説明いたします。

特定生産緑地は、都市計画の告示日から 30 年経過した生産緑地地区について、所有者等の意向を基に指定することで、固定資産税・相続税等の税制特例が 10 年延長できる制度でございます。なお、本市においては、平成 4 年 12 月 4 日に指定した生産緑地地区が、令和 4 年 12 月 4 日をもって指定後 30 年を迎えており、令和 14 年 12 月 4 日までを期限とした特定生産緑地を指定しております。

3-1 ページをご覧ください。今回意見聴取を行う特定生産緑地について、現在約 11.9ha 指定しているものを、約 11.8ha に変更するものでございます。

3-2 ページをご覧ください。生産緑地の総括図になります。次の 3-3 ページが詳細図となります。第 2 号議案でご審議いただいた黄色で着色した 12-29-3 の地区であり、こちらは特定生産緑地にも指定しておりましたが、主たる従事者の死亡により特定生産緑地の解除を行うものでございます。

3-4 ページをご覧ください。特定生産緑地の解除予定箇所等についてでございます。1 は今回解除予定箇所でございます。面積は 1,532 ㎡となり、2 は生産緑地全体の変更状況でございます。3 は特定生産緑地の変更状況をまとめた表でございます。今回の変更により、特定生産緑地の一団数や面積も減となりますが、特定生産緑地以外は第 2 号議案でご審議いただいたとおり、指定から 30 年経過していることから今後も買取申出による減少が想定されます。そのため、今回の除外及び解除により全体に対する特定生産緑地の割合は、一団数割合で 83.2% 面積割合で 79%となりますが、年々増加すると思われれます。

説明は以上となります。ご意見があれば賜りますのでよろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

・・・

ご意見、ご質問はよろしいですか。

それでは次第の 4 の報告事項に移ります。「瀬戸市都市計画道路の見直し方針」について、事務局から説明を求めます。

<事務局>

それでは、瀬戸市都市計画道路の見直し方針について、ご説明いたします。

4-1 ページをご覧ください。都市計画道路は、暮らしやすい市街地の形成や経済、産業の発展などに大きく寄与するものとして、高度経済成長期にかけて数多く計画決定されました。しかし、その多くがまだ整備できていない状況となっており、近年ではいよいよ人口減少社会が現実的なものになって、財政状況が厳しくなるなど道路整備を取り巻く社会経済情勢の変化に対応した見直しが求められております。こうした状況の中、未着手の都市計画道路について、必要性等を再検証し、必要に応じて計画の変更や廃止を行うための基本的な考え方として、「愛知県都市計画道路見直し方針」が平成 30 年 8 月に策定されました。

4-4 ページをご覧ください。「愛知県都市計画道路見直し方針」の概要版を参考資料として添付しております。この方針に基づき、令和 5 年 4 月に策定した立地適正化計画を踏まえ、関係機関と協力の上、都市計画道路の見直しに関する検証を行っております。

再度 4-1 ページをご覧ください。本市の現状としまして、図 1 のとおり平成 22 年以降人口は減少傾向であり、将来推計値をみると令和 27 年には令和 2 年と比べて約 75%まで減少し、10 万人を下回ることが予測されます。また、人口減少に加えて高齢化率も年々上昇しており、高齢者の運転免許証返納等により自動車の需要が減ることが予想され、図 2 の本市のトリップ数を見てみると、人口を維持していた平成 13 年から減少に転じており、将来的な人口減少に伴い年々減少することが予測されます。

このような現状を踏まえ、未着手の都市計画道路について、必要性等の再検証を行い、実現可能な都市計画道路の整備による交通ネットワークの形成を推進するため、見直しを行います。

見直し方法としては「愛知県都市計画道路見直し方針」にある図 3 の検討フローにおける各チェック項目について、必要性・実現性の観点から検証を行います。その結果を、「①存続」、「②別途計画検討」、「③廃止（代替道路）」、「④廃止」へ分類いたします。ここで「③廃止（代替道路）」については、都市計画道路の機能を現況道路が代替できる場合、現況道路の幅員へ都市計画を変更するため、本市では「③廃止（代替道路）現況道路へ都市計画変更」として表 1 のとおり整理しております。

図 3 検討フローの下のコメ印で、廃止については交通量推計により影響を検証することと書かれているように、見直しの妥当性については、パーソントリップ調査データによる交通量推計によって将来交通量から検証いたします。交通量推計では、パーソントリップ調査データのネットワークを基本に 2 車線以上の国県道と市道を追加したネットワークを作成し、主要な市内交通の現況の流れを再現いたします。形成したネットワークの再現性について交通センサスなどと確認した後、令和 17 年の将来交通量による推計を行い、検討フローにより分類した結果について、妥当性の検証を行います。

なお、見直しの影響については、交通量推計結果から 2 点検証いたします。1 点目は将来交通量で高い混雑度とされる 1.25 以上が発生する区間についての確認、2 点目は都市計画道路を廃止や車線数減少した場合の、周辺道路への影響を把握するため、断面混雑度について確認するものであり、今回の見直し検討結果では、図 4 のとおり確認したところ、混雑度 1.25 以上かつ断面混雑度の変化率 1.1 以上となる路線や区間はありませんでした。

4-2 ページをご覧ください。見直し対象路線として、本市の都市計画道路は 41 路線あり、既に整備が完了している区間や暫定供用として整備されている区間等を除いた 18 路線を対象とし、それをさらに表 3 の 33 区間に細分した区間毎で見直しを行っております。上の青色が県決定路線で、下の赤色が市決定

路線であり、大部分が県決定になります。

また、右側のページでは、鉄道や河川との交差形状の整理が必要な路線を示しておりますが、現時点で計画上の必要性があるか、現道や周辺道路によって計画上の必要性を代替する道路があるかなど、総合的な判断を行います。その中で、地形や既成市街地の形成等の制約条件から整備が進まない区間では、都市計画で決定されている構造等について実現可能な見直しが必要と考えます。名鉄瀬戸線と交差する(都)第3環状線、(都)鹿乗共栄線及び(都)追分線、そして市内を東西に流れる瀬戸川と交差する(都)穴田春雨線は、周辺の代替道路や道路整備の状況等を踏まえ、鉄道事業者や関係機関と実現可能な構造形式等について協議を行い、具体的な見直しが必要と考えます。

(都)第3環状線については、名古屋圏の環状道路かつ市内の外環状道路として円滑な交通処理を行う重要な役割があり、踏切北側の(都)瀬戸新居線との接続等課題はあるものの鉄道と立体交差で都市計画決定されています。(都)鹿乗共栄線は、計画決定では、鉄道と立体交差するループ形状になっておりますが、現在の道路構造基準には合っておらず、実現可能な構造形式の見直しが必要です。(都)追分線は、鉄道と平面交差になっておりますが、整備を行うには接続する国道155号と(都)陣屋線の高低差が大きいなどの課題があります。(都)穴田春雨線については、踏切を通過することなく中心市街地から産業拠点である工業団地へアクセスできますが、河川と立体交差で計画決定されており、整備を行うには既成市街地へ大きく影響するなどの課題がございます。

4-3 ページをご覧ください。見直し対象である33区間について、見直し方針結果をまとめたものがございます。見直し結果が「①存続」となるのは緑色に着色した区間で19区間ございます。「②別途計画検討」は黄色で着色した区間で8区間あり、事業化にあたっては、幅員や交差形状等の都市計画変更を検討することになります。「③廃止(代替道路)」はオレンジ色に着色した区間で4区間あり、都市計画道路の機能までではないものの、現道によってある程度機能を代替できるため廃止とします。同じ「③廃止(代替道路)」でも現況道路へ都市計画変更とする区間は濃いオレンジ色の2区間ございます。なお、本市では「④廃止」となる区間はありませんでした。

なお、4-2 ページで取り上げた4路線につきまして、区間5-2の(都)第3環状線については存続とし、これにより4車線による鉄道立体交差の整備を行うことで中心市街地の交通量分散が期待できます。区間8-5の(都)鹿乗共栄線については、現道に両側歩道があり都市計画道路の機能を代替できることや周辺道路の整備により交通量分散が期待できるため、③廃止(代替道路)の現況道路へ都市計画変更とします。区間17の(都)追分線は②別途計画検討とし、現道や踏切との接続、駅前広場の取扱いについて検討が必要でございます。区間7の(都)穴田春雨線は、交通量推計による混雑度が低いことから②別途計画検討とします。その他の区間の見直し方針結果については、図6及び表4のとおりとなっております。

瀬戸市都市計画道路の見直し方針についてのご説明は、以上でございます。

<議長>

都市計画道路として指定されると、そこには建物の制限等もかかってくるため、いつまでも未着手のままではいけないということで見直しをする必要があるというものです。ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

<委員>

別途計画検討の方針の路線について、県決定路線のものは、検討期間などは県の方で何か示されている

のでしょうか。また、市決定路線の(都)追分線についても別途計画検討の方針となっていますが、検討期間はいつ頃までとお考えでしょうか。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

都市計画の変更をすると制限の範囲が変わりますので、ある程度事業化の目途が立ってからの検討となります。現時点でいつまでに検討を行うという期間は特になく、事業化の目途が立った時点で幅員や車線数の減少等を検討して、都市計画変更の手続きを行うものと考えております。

<議長>

この見直し方針については公表し、もし都市計画道路の計画による制限を受けていたとしても、将来的にはそれがなくなるかもしれないということによろしいでしょうか。

<事務局>

はい。また、先ほどの補足をいたしますと、手続きとしましてはまず廃止(代替道路)や現況道路へ都市計画変更という路線から、順次行っていくことになると考えております。

<委員>

実務的なところといたしまして、例えば住宅を建築する際などに土地のことを問い合わせた場合、別途計画検討の路線はどのように説明されるのでしょうか。将来的に変更されるかもしれないという話ですと、建築の設計者としては悩ましいところですが、そこは今までどおりの区域内には制限がかかるという案内をされるのでしょうか。

<事務局>

見直し対象路線のほとんどが県決定路線ということで、県が主に整備を進めていくこととなり、例えば区間 3-1 と区間 3-2 にある(都)瀬戸大府東海線は、ある程度事業化の目途があるということで存続としていますが、区間 4-2 の(都)瀬戸環状東部線の別途計画検討については、南側の整備が進んでいることから残りの区間についても整備方針を検討していく中で、ある程度事業化の目途が立った段階での説明となってまいります。そのため、現段階ではいつどの程度制限が解除されるという具体的な説明というのはできない状況でございます。

<委員>

都市計画道路の計画区域に入っている土地について案内される際には、別途計画検討の路線は将来的に変わる可能性があるということを、説明するということがよろしいでしょうか。

<事務局>

はい。

<議長>

他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

<委員>

区間 8-5 の(都)鹿乗共栄線については、付近に陶生病院があっても非常に混雑しているところですが、廃止(代替道路)の現況道路へ都市計画変更ということは、そのままということなのでしょうか。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

はい。交通量推計にて何パターンか検証を行っており、(都)鹿乗共栄線と(都)第3環状線をどちらも鉄道立体交差で整備したパターンや、(都)鹿乗共栄線を立体交差で(都)第3環状線を平面交差としたパターン、そして今回の(都)鹿乗共栄線を平面交差で(都)第3環状線を立体交差としたパターンを検証した結果、(都)鹿乗共栄線が一番混雑しないパターンは、(都)第3環状線だけを立体交差とするパターンでした。推計上、(都)鹿乗共栄線を立体交差にするとさらに交通が集中する一方で、(都)第3環状線を立体交差にすると(都)鹿乗共栄線の交通が分散されるという結果となり、これは、尾張旭や名古屋方面と長久手との間を抜ける通過交通が多いことが考えられます。(都)第3環状線が整備されれば、中心市街地の交通量が分散されるということと、(都)鹿乗共栄線の計画は現在の道路構造基準に合わず、財政的にも整備には200億円以上かかるという過去の試算があることも踏まえ、今回のような方針といたしました。

<委員>

(都)第3環状線を立体交差とすることで、(都)鹿乗共栄線の混雑が緩和するとのことですが、これは数値として出ているものなのですか。

<事務局>

配布資料としてはお示ししておりませんが、区間8-5の(都)鹿乗共栄線の現況交通量としては、混雑度が約1.6と高い数値でございますが、今回の方針の将来交通量としては、混雑度が約0.6と半分以下となる推計結果が出ております。こちらについては、(都)第3環状線が整備されることに加え、区間16の(都)陣屋線やその先の区間14の(都)本山線などの鉄道と交差しない都市計画道路が整備させることで、緩和されているものでございます。

<議長>

他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

<委員>

(都)鹿乗共栄線は、何年ぐらい前に計画決定されているのでしょうか。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

87年前に計画決定しております。

<委員>

その計画が今回なくなる代わりに、(都)第3環状線が整備されることで緩和されるとのことですが、先ほどの説明では県決定路線だから具体的には決まっていないということなので、今後はどのように進められていくのでしょうか。

<事務局>

現在は区間3-2の(都)瀬戸大府東海線を県の方で事業化に向けて進めていただいておりますので、(都)第3環状線についても、今はまだ事業化の用途はありませんが、環状機能としても重要な道路と考えていることから、県の方には積極的に事業化に向けて調整していただくよう、要望していきたいと考えております。

<委員>

長年整備されずにいる道路が、(都)第3環状線が整備されることで緩和されるので廃止(代替道路)の現況道路へ都市計画変更とのことですが、ややもするとまた80年とかかかってしまうということはないですか。

<事務局>

今回の見直しの大きな目的は、高度経済成長期に計画決定された過大な道路が多いので、必要性や実現性を検証して、今回の見直し方針である程度絞り、優先度も見直すことができましたので、見直し前のように80年かかるものではないと考えております。

<委員>

この付近で暮らす方々にとってこの計画は非常に大切なものであり、春日井と長久手の間を抜ける主要道路をこの(都)第3環状線に移すということだと思いますが、整備に向けて具体的には県へどのように働きかけていく予定でしょうか。

<事務局>

今回のこの見直し方針をきっかけに、(都)第3環状線の整備が特に重要であることが再確認できましたので、今後こちらについては積極的に要望していきたいと考えております。

<委員>

こちらは県営松ヶ丘住宅の方を通るような計画となっていますが、こちらも含めて進めていくのでしょうか。

<事務局>

松ヶ丘住宅につきましては、建て替えの計画があると聞いておりますが、(都)第3環状線を考慮して建て替えを実施することになると思いますので、これをきっかけに(都)第3環状線の整備が促進されていくことを期待して、県には強く要望していきたいと考えております。

<委員>

松ヶ丘住宅の建て替えと合わせて計画するとなると、こちらは大体いつ頃を予定しているものなのでしょうか。

<事務局>

(都)第3環状線は広域的なネットワークの道路ということで、瀬戸市だけでは実現が難しい道路でございますので、広域的な連携をもって進めていかないといけないと考えております。また、県には現在整備を進めていただいている路線がいくつかありますので、その進捗を見極めつつ優先順位を定めてまいります。(都)第3環状線のスケジュールといたしましては、まだ未確定ではございますが、こういった取り組みを踏まえて進めていきたいと考えております。

<委員>

(都)第3環状線を整備しようとする、色々な条件が重なってくると思いますが、まず初めに地域住民の方の思い、そして春日井と長久手へ繋ぐ道路ということで、いち早くまずはここだけでもというような決意で整備をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

<議長>

先ほど(都)鹿乗共栄線と(都)第3環状線が比較されていましたが、今回は重点を(都)第3環状線の整備に移して、広域的な道路として他市とも連携して進めていくということかと思っております。都市計画マスタープランも何十年先を目指して計画されていますが、まちづくりの完成を目指して計画を作って終わ

りではなく、完成を目指して色々な人と一緒に進めていくことが重要だということを改めて感じました。
他にご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

・・・

ご意見、ご質問は以上でよろしいですか。

それでは、次第の5に移ります。その他何かございますでしょうか。

<事務局>

今後の手続きについて、ご説明いたします。

本日ご承認いただいた第1号議案と第2号議案については、愛知県知事との協議を行い、知事からの回答をいただいた後、令和6年3月中旬までに告示を行う予定です。

また、本日意見聴取をさせていただいた「特定生産緑地の解除」につきましても、同時期に公示を行う予定でございます。

最後に、「都市計画道路の見直し方針」につきましては、2月16日と17日の2日間で説明会を実施し、3月末にホームページで公表を行う予定でございます。

なお、本審議会をもちまして委員の皆様の任期は満了となります。委員の皆様におかれましては、2年間お務めいただきまして、ありがとうございました。次年度以降の委員推薦等については今後各所属機関等をお願いして参りますのでよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

<議長>

事務局から連絡事項がありましたが、他にはよろしいでしょうか。

・・・

それでは、他にないようですので、以上で令和5年度第2回瀬戸市都市計画審議会を終了いたします。本日は長時間にわたりましてご審議をいただき、誠にありがとうございました。

午後3時 閉会